

# JASRACは日本の文化レベルを 高める存在になってほしい



第10代JASRAC理事長

加戸 守行 氏

## 著作権は文化尊重のバロメーター

1966（昭和41）年4月、文部省著作権課に着任したばかりの私に、突然「著作権審議会の答申を基に、新たな著作権法案を1か月で起草してくれ」との命が下されました。これが私と著作権との長い付き合いのはじまりです。著作権について何も知らなかったので、旧法制定当時の解説書や学説を調べ、原文で各国の著作権法にあたり、国際条約を学び、寝る間も惜しみ作業に没頭しま

した。今振り返ると、私の生涯であれほど精魂込めて仕事に打ち込んだ1か月間はありませんでした。

著作権について調べる中で、私は先進諸国の文化水準の高さを知ることになります。私が好きな言葉に「一国の文化水準は、著作権尊重の度合いによって計られる。著作権というのは文化尊重のバロメーターだ」という一節があります。これは世界の著作権界で良く使われる言葉ですが、その根底に流れているのは人間尊重の理念です。

1948（昭和23）年に国連総会で採択された『世界人権宣言』の第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」との記載があり、さらに27条2項に「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する」と宣言されています。著作権の保護は人間尊重の精神に則っていると、まさにここに規定されているのです。

日本は「いただきます」「ごちそうさま」に象徴されるように、人に敬意を表す文化レベルは高いのですが、著作者への敬意と権利に関する文化レベルは、世界に後れを取っていたと言わざるを得ません。

## 日本の著作権レベルを高めるために

1970（昭和45）年の改正著作権法の制定に携わった私の心残りは、附則14条でした。これは旧著作権法30条8号の「レコードの演奏には著作権が及ばない」という内容の条文を受け継いだもので、国際条約違反だからこのような条項は削除すべきと考えていましたが、社交場関係団体の猛反発を受けて附則14条として残ってしまったのです。

文化庁次長として著作権課に戻った私は、JASRACによるカラオケの使用料徴収を突破口に附則14条を骨抜きにしようと考えました。しかし、ここでも社交場関係団体の猛反発に遭います。

私は、国会議員の先生方に働きかけるなど、状況打開に務めました。しかし、自党内も一枚岩ではないため議論が停滞していたとき、予想外のハプニングが起きま

す。当時の芥川也寸志 JASRAC理事長と社交場関係団体トップが、適正なカラオケ利用の実現に向けて意気投合し、トントン拍子でカラオケの使用料規定が1986（昭和61）年に認可されたのです。その結果、JASRACによる社交場でのカラオケ利用に対する許諾が、翌年の1987（昭和62）年4月1日から全国的に始まりました。結果として附則14条が廃止されたのは1999（平成11）年ですから、私の心残りが解消されるまでには約30年かかったこととなります。

一方、私が文化庁次長に就いていた1986（昭和61）年に、当時、ニューメディア登場などと呼ばれた「キャプテンシステム」などのリクエスト型による情報伝達手段の発達に対応して著作権法上の概念整理をし、「有線送信権」を制定しました。現在の「公衆送信権」に相当する権利であり、日本が世界をリードすることになった重要な規定です。当時、私はインタラクティブな形態の送信利用が普及する前に権利を定めておかなければ、権利者による利用の許諾は難しくなると考え、先回りして法制度を整備したのです。今、音楽のダウンロードやストリーミング配信が当たり前になっていますが、そこに関わる権利を世界に先駆けて制定したことは大きい功績といえます。各国が日本を見習い、WIPO新条約に同様の規定を採択したのは10年後の1996（平成8）年のことでした。

## 著作権は保護と利用のバランスが大事

著作権は人間尊重の精神から派生していますから、利用時に必ず了解を取らなければなりません。しかし、理論上はそうでも、了解の取りようがない、また使用料を支払いようがない状況は存在します。その問題を解消する役割を担うのがJASRACのような集中的権利処理機構です。著作権の保護は大事ですが、厳密すぎて利用が進まなくなることは好ましくありません。集中的権利処理機構には、保護だけではなく利用のバランスを考えた著作権管理が求められます。

その文脈で言いますと、2018（平成30）年の改正著作権法で35条2項等の新設により、教育機関の授業利用における補償金制度が規定されたことは、新たな適

正利用の道を拓く可能性があります。他分野もこれを見習えば、もっと著作物の適切な利用が広がるのではないのでしょうか。

## JASRAC80周年に当たって

80周年を迎えたJASRACには、音楽に限らず、日本のあらゆる文化が振興するよう、著作権分野における旗振り役になることを期待しています。

私がJASRAC理事長当時、「公益団体の役割とは何か」を自問しました。公益とは国家への貢献です。ユーザーから著作物使用料を徴収して権利者に分配する業務は公益なのだろうかと思悩んだものです。本来JASRACは、著作権の管理事業を通じて日本の文化や社会に貢献をする役割を担われているはずですが、

これからのJASRACは、音楽のみならずさまざまな分野の著作権を通じて、より一層、文化全体のレベル向上に貢献するべきではないのでしょうか。JASRACの職員には、ぜひそのような志を持っていただきたいと思えます。



# 適法利用向上に向けたJASRAC との協業を振り返って



一般社団法人全国カラオケ事業者協会 専務理事

## 片岡 史朗 氏

### 「12月書簡」から協定締結までの道のり

全国カラオケ事業者協会（JKA）が設立されたのは、1994（平成6）年10月17日のことです。設立総会には、JASRACの理事も来賓として列席いただくなど、お互い良好な関係にありました。しかし、その2か月後、突然全国のカラオケ事業者に我々が「12月書簡」と呼ぶ利用許諾手続きの案内状が送付されてきたことで状況が一変します。

その書簡には、カラオケ店の著作権侵害については、カラオケ事業者にも責任が生じるという主旨の内容が書かれていました。これが両者の確執を生む原因となったのです。JKAには全国のカラオケ事業者の方々から「JKAを設立したからこうなったのではないか」といったクレームが寄せられました。それ以来、JASRACと何度も協議を試みましたが、お互いの主張は平行線のま

ま2年半にわたり膠着状態が続きました。

JASRACは、当時使用料を免除されていた5坪以下のカラオケ店からも徴収すると通告してきたのですが、我々としては管理体制が整わないまま徴収をはじめると大量に訴訟が起き業界が混乱する可能性があるかと危惧し、「意見具申書」を文化庁へ提出しました。

その後、文化庁の方が仲介役として入ってくださったことで、ようやく建設的な議論ができるようになりました。こうして始まったのが協定締結に向けた「予備交渉会議」です。

JKAから3人、JASRACから3人、文化庁から2人が参加し、2か月間に8回ほど会議を開催しました。昼間は仕事があるため、いつも会議の開催が遅くなり、終電がなくなったこともしばしばありました。

予備交渉会議を経て、1997（平成9）年10月28日に「カラオケ利用の適正化事業に関する協定書」が締結されます。この協定締結は、毛塚昇之助初代会長の存在抜きには語れません。JASRACとの議論の場では、机を叩き持論を展開する一方、著作権擁護に関しては業界の繁栄につながることに位置付け、「著作権侵害はいずれ社会問題となり、JKA会員であるカラオケ事業者の方々や、その顧客先であるカラオケ店の経営者が犯罪者にされてしまう。文化と呼ばれるカラオケ市場にもめごとや裁判沙汰があってはならない」と理事の方々を説得し、協定締結に尽力されました。

協定締結後も全国24会場を約1か月で回るハードな日程の説明会にすべて帯同していただき、会長の立場から直接、カラオケ事業者の方々に適正利用の必要性を説明していただきました。あの説明会がなかったら業界の混乱はもっと長引いたと思います。

### 適法利用率向上に向けた取り組み

協定締結当時40%台だった適法利用率は、その後、急速に高まり5年後に85%を超えました。これほど短期間で適法利用率を高められたのは、我々だけではなくJASRACの努力が大きかったと思います。

また、2002（平成14）年、カラオケ機器をお店に設置するための契約書に、著作権（演奏権）の利用許諾契

約申込書を綴じ込んだ「一体型契約申込書」を作成したことも利用率の定着に貢献する取り組みだったと思います。JASRACは侵害の解消、我々は侵害の発生防止がそれぞれの役目ですから、発生防止を効率的に実現する有効な策だと考え、一体型契約申込書を導入しました。

我々は、協定締結や一体型契約申込書の導入など、適法利用に向けた多くの取り組みをしてきましたが、そのすべてはJKA会員の協力の上に成り立っています。さらに会員は顧客である店舗のことを思い、犯罪者にしてはならないと適法利用を促しているわけです。よって、その促しが顧客店舗にとって最良の選択肢であることが不可欠です。そのために適法利用率100%を目指すというのが、我々のスタンスです。

JASRACには、これからも不公平のないような著作権管理に取り組んでいただきたいと思っています。世の中にはJKAに加盟していない事業者もあり、その顧客となるお店が“払わない得”になっている状況があれば由々しき事態と考えます。そこは、今後もJASRACのモットーである不公平是正を徹底していただくことを期待します。

### 著作権講習会の意味合いが変わってきた

JKAの会員の方々を対象に開催している「著作権講習会」は、当初はJASRACとの交渉内容を説明するための場でした。協定締結後は、協定の説明と浸透を目的にしてきましたが、近年、その意味合いが変わってきました。そのきっかけは、2010（平成22）年7期の協定で職場に著作権管理のリーダーを育てる「音楽著作物利用許諾契約申込書取扱管理者」という制度が導入されたからです。これは講習会に一定以上参加して著作権の重要性を理解し、テストに合格された方を「取扱管理者」として認証する制度です。

今は講習会を2年に1度開催しており、3回受講された方は「優秀管理者」、10年間で5回以上受講された方を「管理指導者」に認定。登録カードを発行し、社内で指導する立場になっていただいています。こうした取り組みが現在の適法利用率90%以上をキープすることに貢献していると考えています。



### 人をつなぎ健康を増進する“カラオケは文化”

我々は、JKAの設立記念日である10月17日を「カラオケ文化の日」と定め、毎年、カラオケを通じた文化活動の支援や、カラオケを媒介とした国際文化交流、東日本大震災の復興支援などの行事を開催してきました。2018（平成30）年からは、かつてカラオケの主役だったスナック市場を活性化すべく、若者への認知度を高め、来店を促す「スナックdeカラオケnavi」（スナカラ）というサイト運営にも注力しています。

人口減少の影響もあり、近年、スナック（酒場）の市場規模は縮小傾向にあります。JKAとしては今後もカラオケ市場が成長できるよう取り組みを続けていきますが、その方向性として2軸を考えています。

一つは、カラオケを利用できる場所を増やすことです。昔は、カラオケといえばスナックでしたが、その後カラオケボックスができて若者の利用が増えました。今後はどこにでもカラオケがあり、誰もが好きなときにカラオケができる、そういう環境を整えていきたいと思っています。

もう一つは、我々がエルダー市場と呼ぶ高齢世代へのアプローチです。リタイアされた方々が、地域コミュニティに参加するきっかけとしてカラオケを利用していただきたいと考えています。カラオケは、ストレス解消や口腔機能の向上、認知症予防にも有効とされ、高齢者の健康増進効果があるといわれています。JKAとして、そのような効果を積極的にアピールし、エルダー市場の拡大につなげていきたいと考えています。

# 国際化を進めて存在感を高め 「もの言うJASRAC」へ



JASRAC特別顧問

## 都倉 俊一 氏

### 「戦時加算」解消に向けて

私は2010（平成22）年にJASRACの会長に就任しましたが、正直自分には向いていないと思っていました。ただ、昔から乗りかかった舟には乗らずにはられないのと、多言語を学んでいたので言葉の壁もなく、著作権への問題意識があったことが、会長職を含めて40年以上、JASRACの役員を務めてきた理由です。著作権関連の仕事は、世界を相手に彼らの母国語でケンカできなければ務まりません。向いていたとすれば、そういう部分かもしれませんね。

JASRACの仕事で印象に残っているのは「戦時加算義務」の解消への取り組みです。ここののはじまりは、2002（平成14）年に「ナクソス島のアリアドネ」というリヒャルト・シュトラウスのオペラを日本のオペラカンパニーが上演したことでした。そのオペラカンパニーは、作家の死後50年経っているから、PD（パブ

リックドメイン)により許諾なく上演できると理解していたのですが、イギリスの音楽出版社が「後10年間著作権がある」として無許諾利用に伴う損害賠償を求めてきたのです。この事件がJASRACの理事会に報告されたとき、誰も「戦時加算義務」についての知識を持っていませんでした。

サンフランシスコ平和条約に規定された「戦時加算義務」を詳しく調べた結果、明らかに不平等な条項であり撤廃されるべきだと考え、2007（平成19）年のCISAC総会にJASRAC代表で出席したとき、各国から集まった著作権管理団体の代表者に理解を求めるスピーチを行いました。スピーチが終わると代表者から賛同の声があがり、その場で「戦時加算」に係る権利行使の凍結を全会一致で決議してくれました。

「戦時加算義務」は、まだ完全な解消には至っていませんが、着実に解決へ向かっていると考えています。

### 日本の作家は自己管理意識が足りない

海外と比較すると、日本の若い作家は、自身の著作物の管理意識に欠けていると感じることが多くあります。日本ではJASRACの管理がしっかりしていることもあり、大半の作家が自分の著作権や契約のことについて考えていません。私も若い頃はそれが当たり前だと思っていましたけど、ロサンゼルスやニューヨーク、ロンドンに居を移し、腰を据えた仕事を経験すると、自己管理の重要性を再認識しました。

私は国際音楽創作者評議会（CIAM）の執行委員として国際会議に出席する機会が多いのですが、そこでは必ず自己管理の技術やシステムの売り込みに関するプレゼンテーションが開催されます。今はSNSで自由に著作物を発信できるので、自身の著作物の管理意識というものが大変重要になります。

もちろん、作家個人がすべての権利処理に関わることは物理的に不可能ですから、JASRACに集中管理してもらおう方法がありますが、著作権をどう保護し、どう活用するかをまずは自分の頭で考え、JASRACに対しても、その問題意識を主張する姿勢を持ってほしいですね。

### 私的録音録画補償金問題と映画上映権

私的録音録画補償金問題への対応は、早急に対処すべき問題です。日本ではスマートフォンやパソコンが補償金の対象になっておらず完全に時代遅れです。また、2012（平成24）年に最高裁が私的録画補償金管理協会（SARVH）の上告を棄却した東芝訴訟の影響もあり、ピーク時に40億円を超えていた補償金が今は2,000万円以下になっています。この訴訟はある意味、知的財産権を遵守する文化が商業主義に屈した由々しき出来事です。1日も早く私的録音録画補償金制度の見直し、あるいは新たな仕組みが導入されることを望みます。

もう一つの課題は、映画や演劇の興行時における権利です。日本は上映使用料を徴収していますが、その額が低いことが問題です。欧米が採用している興行収入の何%かを徴収する仕組みが実現できるよう、JASRAC主導で進めていくことが必要です。

### アジアに蔓延する「バイアウト問題」

アジア・太平洋音楽創作者連盟（APMA）の会長として、最も懸念しているのが「バイアウト問題」です。先進諸国にも同様の問題はありますが、特にアジアの「バイアウト」は深刻です。創作活動が労働使役的な扱いで、創作者という概念自体が存在しない国もあります。先日、タイで18歳のシンガーソングライターが、大ヒットした曲の対価が支払われていないと法廷闘争を起こしました。国内にムーブメントが起きたことはビッグニュースといえます。

こうした訴えがあると、私はAPMA会長、CIAM執行委員として同国の文化行政を司る機関へ抗議の手紙を送ります。どの程度の実効性があるかわかりませんが、それをやることで、我々もインターナショナルコミュニティーに属しているという意識をその国の作家に芽生えさせることが重要です。それが民意になっていくことが、問題解決の第一歩につながるのです。

### 国際組織で「もの言うJASRAC」へ

JASRACの執行部に求めるのは「国際化」です。そ



れは「組織」と「使命」という両面からのアプローチが必要です。

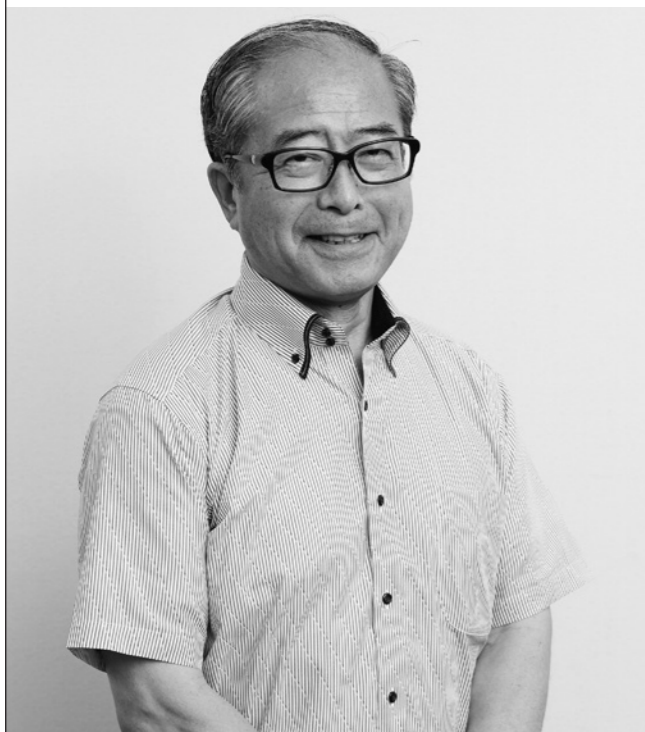
「組織」に関して、世界が求めているのは男女共同参画です。私が会長をしていた当時は、執行部に女性が1人もおらず恥ずかしい思いをしたので、本気で改革してほしいですね。また、国際部だけではなくJASRAC職員のすべてが、一人ひとりの担務を「国際化」という発想を持たなければなりません。

もう一つの「使命」とは、国際社会におけるJASRACの地位を高めることです。2018（平成30）年に浅石理事長がCISACの理事会副議長になったことは大変意義あることです。後継者もそれを踏襲しなければなりません。そして、国際組織の中で地位を得て「もの言うJASRAC」となることを目指してほしいですね。

SNS時代のプラットフォームに対抗できるコンテンツは、ライブエンターテインメントしかないと考えています。ブロードウェイやラスベガスのように、そこに行かなければ絶対に観られない本物のライブエンターテインメントを日本から発信する、これは私のライフワークです。

黎明期の音楽業界やテレビ業界のプロデューサーやディレクターは、みんな猛者ばかりでした。初期のJASRACを支えた評議員や理事たちも、みんなパイオニアでした。ライブエンターテインメントを通して、そういう新しい時代のプロデューサー的な人材を育てていくことが、日本の未来にとって急務だと考えています。

# 法制面からみた著作権の重要性



東海大学総合社会科学研究所知財部門長、弁護士、JASRAC理事

## 角田 政芳 氏

### 知的財産は、基本的人権であり、私権である

著作権が基本的人権であることについては、すでに1948（昭和23）年の「世界人権宣言」が明確にしています。その27条1項では、「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する」と述べ、続けて同条2項において「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的、及び物質的利益を保護される権利を有する」と述べています。創作した発明等の科学的作品とともに、創作した文学的または美術的作品に対する著作者人格権と著作権をすべての創作者が有すると宣言しているのです。

また、この世界人権宣言を受けた、1966（昭和41）年の「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」15条1項も、「この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める」と述べ、同条同項（C）において

「自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利」を明らかにしています。

さらに、著作権などの知的財産権が人権であることについて言及した国連の最近の宣言としては、2007年9月13日に、国連総会が20年以上にわたって議論を尽くして採択した「先住民の権利宣言」があります（正式名称は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples A/RES/61/295）。この「先住民の権利宣言」は、その31条において、「先住民族は、その文化遺産、伝統的知識及び伝統的な文化の表現並びに科学、技術及び文化の表現（人的資源、遺伝資源、種子、薬、動植物の特性に関する知識、口承による伝統、文学、意匠、スポーツ、伝統的競技、視覚的芸術及び舞台芸術を含む）を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する。また、先住民族は、このような文化遺産、伝統的知識及び伝統的な文化の表現に係る自己の知的財産を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する」と規定しています。この宣言には、先に示した世界人権宣言の内容を踏まえていることが規定されています。

これら著作権などの知的財産権を基本的人権であるとする国際的な宣言の基となるのは、1789年のフランス人権宣言であることはいまでもありません。その前文では、基本的人権を「人の譲りわたすことのできない神聖な自然的権利」と規定されています。

こうした国際的な合意内容を踏まえると、著作権は“author's right”の一つとして解することが重要です。これはフランス語の“droit d'auteur”（著作者の権利）が語源であり、ドイツ語の“Urheberrecht”も同様です（“Urheber”は著作者、“recht”は権利を意味します。）。ドイツでは、著作権について、著作者の人格的な権利と財産的な権利を分離できないとする「一元論」の考え方が採られています。

### 著作者の権利 “author's right”

一方、日本の著作権法では、著作者の権利を「著作者人格権」と「財産権」に分ける二元論が採られています。

1886年の「ベルヌ条約」（正式名称：「1886年9月9日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」）が二元論を採用していることに合わせたものです。ときどき、著作権に関する公の説明文書にさえ、著作権を著作者人格権と財産権に分けて説明する不正確なものがあります。公表権、氏名表示権、同一性保持権などの著作者人格権と、複製権、上演権、演奏権、公衆送信権、展示権、頒布権などの著作権を含む権利が「著作者の権利」です。つまり、著作者人格権と著作権を含む「著作者の権利」は“copyright”ではなく“author's right”です。

著作権が基本的人権・自然権であるという見解に対しては、なぜ著作権には存続期間が定められているのか、なぜ国ごとに認められる権利なのか（属知性）などの疑問も呈されていますが、国際的な条約の中で自然権として位置づけられていることは確かであり、この流れは否定できるものではありません。

また、著作権は政策的に認められる権利にすぎないとする見解（インセンティブ論）に立つと、著作者人格権がなぜ存在するかということについての説明ができません。このようなことから、著作権は自然権であると説明するべきといえるでしょう。

### 日本の著作権法に求められる今後の課題

政府は、2002（平成14）年に「知的財産立国」を宣言し、その実現のためさまざまな施策を実施しています。知的財産がどんどん産み出され国が豊かになるには、クリエイターの権利をきちんと守ることが重要です。

一方で、ユーザーの使い勝手のよい法制度にしていこうという議論がありますが、クリエイターの権利よりもユーザーの利便性に主体を置いた知的財産立国はあり得ません。

著作権制度に求められることはクリエイターのクリエイティブな活動をサポートすることです。著作者の利益を十分に実現しながら、文化の発展という著作権法の目的を達成する必要があると考えています。しかしながら、多くのクリエイターの一人ひとりがその著作権を管理することは困難です。

そのため、JASRACをはじめとする権利者団体は、なぜJASRACのような組織が必要なのかということなどのPRを強化し、さらに国民の理解を得る必要があるのではないのでしょうか。

近年の著作権制度に関する問題として、インターネッ

トサービスプロバイダ（ISP）がユーザーの海賊版サイト等へのアクセスを遮断する「サイトブロッキング」の実施、海賊版サイト等の著作権侵害コンテンツへ誘導するための「リーチサイト」の規制があります。これらは未だ法制化されていません。

サイトブロッキングについては、憲法上の通信の秘密や検閲禁止に違反するという理由で否定論が先行していますが、憲法上の問題を論ずる前に、そもそも著作権法上、海賊版サイトにアクセスするユーザー側のISPに公衆送信権の直接侵害または間接侵害責任が成立するかどうかという議論がほとんどされていないことを残念に思っています。私見では、そのようなISPに直接侵害または間接侵害が成立し得るし、自己のユーザーとの関係では複製権の間接侵害、海賊版サイトとの関係では公衆送信権の間接侵害があることは少なくとも明らかだろうと考えています。

この点、諸外国では40を超える国々で、立法または判例上サイトブロッキングが認められています。たとえばドイツでは、2017年9月28日制定の「テレメディア法（Telemediengesetz）」がサイトブロッキングを認めていますし、その前の2015年にはドイツ連邦最高裁（BGH）が、ドイツ民法1004条に基づく間接侵害（Störerhaftung）の概念を適用して、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容し、憲法上の問題はないと明言していました。その後、地方裁判所レベルでの認容判決例が複数出ています。

リーチサイトについても侵害責任は明らかです。

今後、著しい技術の発展に伴って、世界中の著作権法が新しい課題に直面することになりますが、わが国の著作権法も不断の検討が必要です。今の著作権法は1970（昭和45）年に作られたものですから、もはやつぎはぎだらけになっており、デジタル化とネットワーク社会に対応していくためには、根本的に手を入れなければいけない状況であることに間違いはありません。

昨年、米国で成立した音楽近代化法（MMA）については批判も多いところですが、2019年3月26日に欧州議会が承認したEUの著作権新指令は、YouTubeなどの動画投稿サイト運営者が、著作権者の認可を得ていないコンテンツについて、責任を負うことに言及しており、クリエイターの適切な保護が図られています。今後、わが国の著作権法制度においても、このようにクリエイターの適切な保護が図られていくことが望まれます。

# 音楽家の拓いた道 近代日本の音楽

洋楽文化史研究会会長、第5回JASRAC音楽文化賞受賞者

戸ノ下 達也 氏

## はじめに ～西洋音楽160年の歩み～

現在、私たちが日常に親しんでいる「音楽」。そのジャンルは、J-POP、演歌、ロック、ジャズ、タンゴ、ラップ、クラシック、唱歌、童謡等々、多岐にわたりますが、これら西洋音階に基づく音楽は、1860年代になって、ドラムや喇叭（らっぱ）による軍隊や国民の「規律化」「統合」のために本格的に導入されました。この音楽の源泉は、軍楽隊、賛美歌、学校教育としての唱歌、音楽取調掛（1879（明治12）年に東京音楽学校となり、現在の東京藝術大学音楽学部継続）などのいくつかの水脈で普及・拡大していきました。そして1920年代になると、都市化や娯楽の多様化、メディアの発達などの要因と連動し、音楽も「規律化」「統合」だけでなく「娯楽」や「教養」といった役割を担うこととなります。

しかしその一方で、日清・日露戦争から第一次世界大戦、シベリア出兵、満洲事変から日中戦争を経てアジア・太平洋戦争に至る十五年戦争と敗戦を経て、戦後占領期に至る社会状況が如実に反映されていきます。もっとも戦時期の音楽文化は、内務省・府県警察や情報局など、政府による「取り締まり」や「指導」に基づく教化動員や宣伝という役割を担いながらも、創作や演奏での音楽家や関係者の取り組みは人々の日常生活の中で生まれ、戦後にさまざまな形で継続し開花することとなります。

このような音楽文化の歴史を振り返ってみると、新しい作品を生み出す作・編曲家や詩人、作品を演奏する演奏家、録音や出版などの創作や普及の担い手の存在無くして音楽文化を考えることはできません。このコラムでは、前例のない手探りの中で音楽文化を支える基礎を築き上げた担い手たちの切り拓いた道を概観し、その役割と意義を考えてみたいと思います。

## 音楽の多様化 1920年代以降の変遷

1920年代になって、重化学工業や繊維産業の興隆な

どの産業構造の変化と都市化の進展、蓄音器レコードやラジオなどのメディアの発達は、映画・演劇・文学・音楽・演芸などの娯楽の普及拡大を促すこととなります。音楽でも、1911～1914年にかけて学年ごとに発行された教科書である『尋常小学唱歌』による唱歌教育、1925（大正14）年に開始された同報性・即時性・広域性が特徴のラジオ放送での音楽の利用、反復性・継続性が特徴のレコード、劇音楽や映画音楽など他の領域との協業、宝塚や松竹などのレビュー、オーケストラの発足や海外演奏家の来日、本格化した学生サークルなどが、人々の日常と結びつき、慰安や娯楽といった側面が見られるようになります。

この音楽の創作や演奏の最前線で活動していた音楽家も、いかにその活動を円滑に進めることができるのか、また自身の仕事の権利をどのように主張し、守っていくのかといった事柄にも目覚め、行動していきます。

最初に誕生したのが、1925（大正14）年設立の作曲家組合で、その後1928（昭和3）年12月に「国民情操陶冶ノ為ニ作曲ノ振興並ニ音楽芸術ノ普及発達ヲ計ル」目的で社団法人大日本作曲家協会（会長・水野鍊太郎）に改組されます。

また1925（大正14）年に作歌者の著作権擁護と作歌に関する調査を目的とした社団法人日本作歌者協会（理事長・小林愛雄）のような詩人の組織も発足しています。

組織化の動きは1930年代に継続し、1936（昭和11）年5月には演奏家の「会員の親睦的、互助的、教養的機関」であり「全演奏家の利益を代弁し、職能的機関として十分の活躍」（日本演奏家連盟「声明書」）を目的とした日本演奏家連盟、1932（昭和7）年設立の東京音楽協会が改組し、音楽・舞踊の振興を図る職域を越えた横断的組織として1936（昭和11）年4月に社団法人大日本音楽協会（会長・大倉喜七郎）が発足しました。これらの組織化のひとつの柱は権利擁護であり、特に、大日本作曲家協会や日本作歌者協会のように、著作権擁護をその活動の根幹に位置付けていた団体もありました。

もっとも、1930年代に至っても、ラジオ番組嗜好調査結果（日本放送協会による、1932（昭和7）年の「全国ラジオ調査」と、1937（昭和12）年の「ラジオ全国調査」）を見る限り、圧倒的な支持を得ていたのは、落語・講談、浪曲、漫談であり、西洋音楽の支持は決して高くありませんでした。それでもなお、音楽界や日本放送協会などは、地道に音楽の普及拡大施策に取り組んでいました。そのような意識が、前述したように、職域を通じた組織化や音楽舞踊界が糾合していく過程で、様々な取り組みとなって次代に継続していくこととなります。1939（昭和14）年11月の社団法人大日本音楽著作権協会（理事長・増沢健美/現在のJASRAC）設立も、著作権法の改正に連動する側面と同時に、このような音楽界の動向にも関連していたと考えられます。

## 音楽家の意識

このように、前例のない手探りの状況の中で、作曲家のみならず、自らの音楽活動の一つに相互扶助や権利擁護を意識し、行動した音楽家や音楽評論家がありました。日本演奏家連盟は、「照井澂三、奥田良三、平間文壽等主唱となり、幾許もなく、鈴木鎮一、鯨井孝、小森宗太郎等も加わり」設立されました（日本演奏家連盟「御挨拶」）。設立メンバーだった声楽家の鯨井は、演奏家の相互扶助について「演奏家共同の利害に対しての代表交渉」として演奏会割引や冠婚葬祭支援、著作権交渉、営利企業への会員の利益擁護を担うべきと解説し、声楽家の照井は、邦人作品演奏の著作権についても言及しています（「日本演奏家連盟に其の抱負を訊く」座談会「月刊楽譜」1936年6月号）。もっとも、音楽評論家の吉本明光のように「演奏家連盟というものが強力な本当の演奏家の利益擁護団体にならないのじゃないか」とした上で、「各団体が自分達の代表者を選出して作り、そうして音楽協会（引用者注:大日本音楽協会）に対しても余り多くを期待しない。（中略）何か事が起きた場合には、音楽協会という団体で音楽家の利益を擁護するよう行動」するべきという主張も見られました（「音楽協会批判座談会」「音楽世界」1940年5月号）。

1930年代の組織化の広がりや、音楽家が音楽活動を行う上で、相互扶助や権利擁護が喫緊の課題と受け止め、曲がりなりにも行動した証しと言えるでしょう。しかし、吉本が主張しているように、その団体や音楽家の意識がなかなか理想通りに動きまた収斂できないもどかさも伺い知ることができます。まさに生みの苦しみともいえ

るのではないのでしょうか。

このような組織化の営みは、しかしながら時代の荒波と無縁でいることはできませんでした。既に、1937（昭和12）年7月の盧溝橋事件を契機に日中全面戦争に突入していたこの時期は、政府が音楽を始めとする文化領域を教化動員や啓発宣伝の手段として本格的に活用していましたが、1940（昭和15）年になると、紀元二千六百年奉祝の一方で、新体制運動が展開し、政治体としての大政翼賛会が発足するとともに、文化領域でも例外なく再編一元化が進みます。その結果、音楽界では、同年11月に大日本作曲家協会、日本演奏家連盟、大日本音楽協会は解散し、翌年11月に情報局と文部省所轄で発足した社団法人日本音楽文化協会に一元化されます。また1940（昭和15）年2月には興行取締規則（警視庁令第2号）により芸芸者制度（舞台に出演する芸芸者に鑑札としての芸芸者之証の携帯義務を課す）が規定されたほか、警視庁が同年10月31日を持ってダンスホールを閉鎖するなどの娯楽取締りが展開します。

さらに同年12月には内閣情報部が改組され、インテリジェンスと文化統制を担う情報局が発足し、アジア・太平洋戦争期へと継続します。

## おわりに

1930年代に動き始めた音楽家の相互扶助や権利擁護への取り組みは、1940（昭和15）年以降、アジア・太平洋戦争期に至る過程で、後景に追いやられ、音楽を国民教化動員や啓発宣伝、国威発揚に活用する施策や取り組みに特化され、敗戦を迎えます。

しかし、戦時期に中断を余儀なくされた音楽家の相互扶助や権利擁護の取り組みは、戦後に再開されます。例えば、職能別団体の連合体として1945（昭和20）年12月に発足した日本音楽連盟は、日本音楽文化協会からの継続性が明白ではあるものの、敗戦後早々に戦後の音楽界のあり様も視野に入れた作曲、演奏、音楽教育等の組織化の一つと位置付けられるでしょう。

その後の音楽文化の変遷には、日本国憲法施行や戦後民主主義の広がりという社会状況があることは言うまでもありませんが、根底には1930年代の音楽団体の取り組みが序奏として存在しています。今日に至る音楽や音楽著作権の営みは、このコラムで言及したような歴史の中で、先達の取り組みなくして考えることはできません。